半田市新総合体育館基本構想・基本計画策定支援業務委託に係る 仕様書

1. 業務名称

半田市新総合体育館基本構想・基本計画策定支援業務

2. 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月10日(火)まで

3. 目的

本業務は新総合体育館整備にかかる基本構想・基本計画(PPP/PFI 導入可能性調査含む)を今後の運営方法のあり方を重視しながら策定するものである。そのため、技術、財務・会計、法務の専門的知見を持つ業者に策定支援業務を委託するものである。

4. 準拠法令等

本業務の実施に当たっては、以下に挙げるものを適用する。受注者は、業務の実施内容が下記の計画及び各種法令等に適合するよう業務を実施しなければならない。

- (1) 第7次半田市総合計画
- (2) 半田市公共施設等総合管理計画
- (3) 第3次半田市スポーツ推進計画
- (4) その他関係法令等

5. 本業務の内容

本業務の内容は以下の通りとし、年度毎の業務は以下を予定している。

令和6年度:(1)、(2) 令和7年度:(3)、(4) (1) 業務実施計画書の提出

受注者は契約後速やかに業務実施計画書を作成するとともに、着手届、工程表、業務責任者届等を担当職員に提出し、承諾を得なければならない。

- (2) 基本構想の策定
 - ①基本構想の策定

本市において既に草案を検討中であることから、その草案をもとに専門的な観点から加筆・修正、更新を加え素案を作成するものとする。現在検討中の内容(目次構成)は以下の通りであり、詳細は受託者にのみ公表する。

基本構想草案

- 1. 当市の社会体育施設の現状
- 2. 部活動改革の現状と課題
- 3. スポーツに関する国・県・市の関連計画
- 4. 市民の意向及び新総合体育館への要望
- 5. 必要性

- 6. 基本コンセプト
- 7. 整備方針
- 8. 施設規模
- 9. 候補地の現況
- 10. 候補地の比較

② 整備候補地の整理

整備候補地については半田ぴよログスポーツパーク(以降、「半田運動公園」という。)内を予定地としているが、改めて各種調査結果を踏まえ他の候補地との比較評価により候補地の整理を行う。その結果を踏まえ、新総合体育館の基本構想・基本計画を作成すること。なお、整備地が半田運動公園となった場合は、新総合体育館及び半田運動公園を踏まえた基本構想・基本計画を作成すること。

(3) 基本計画の策定

① 前提条件の整理

新総合体育館に係る基本計画の策定にあたり、基本構想及び整備候補地 を踏まえ前提条件について整理する。

② 整備方針の設定

新総合体育館の運営等考慮した整備コンセプト及び整備基本方針の設定 を行う。

③ 施設計画の検討

敷地条件や過年度の検討成果を踏まえ、以下について検討する。

- (ア) 施設配置・外構計画事業候補地における施設配置計画、外構計画を行う。
- (イ) 平面計画等各階平面計画、立面計画、断面計画を行う。
- (ウ) 構造・設備計画の検討 構造及び設備計画に係る基本的な考え方を検討する。また、災害時 の利用、省エネルギー、再生可能エネルギーの活用、ユニバーサルデ ザインの推進について計画を行う。
- (エ) 概算事業費の算定

上記計画を踏まえ新総合体育館の概算事業費を算定する。 また、新総合体育館の運営に係る収支予測(20年間)及び市財政へ の影響分析(財政シミュレーション)を実施すること。詳細について は市と協議により決定する。

④ 事業スケジュールの検討及び課題の整理

新総合体育館の事業スケジュールを検討するとともに、事業実施上の課題と対策について検討する。

(4) PPP/PFI 導入可能性調查

技術、財務・会計、法務の知見を活かして以下の内容を検討する。

① 想定される事業手法及び事業スキームの比較検討 本事業を行う上で想定される PPP/PFI 手法を抽出し、各手法の特徴等を 整理するとともに新総合体育館整備における事業手法及び事業スキーム、 事業範囲、事業期間、リスク分担案等について検討する。

② 市場調査

①の検討結果を踏まえ PPP/PFI 手法について市場調査を行う。市場調査は、民間事業者の参画意欲、参画条件、事業費削減の可能性、事業に対する要望、リスク評価、運営手法等に関するサウンディング調査を実施する。

- ③ PPP/PFI 導入可能性評価の実施 PPP/PFI 手法を採用した場合の効果について定性的評価、定量的 (VFM 算 定) 評価、総合的評価を行う。
- ④ 事業スケジュールの検討及び課題の整理
 PPP/PFI 事業を想定した場合の事業スケジュールを検討するとともに、
 PPP/PFI 事業の実施にあたっての課題と対策について把握し整理する。

6. パブリックコメントの実施支援

基本構想素案、基本計画素案についてパブリックコメントを実施する。パブリックコメントにおける意見の集約及びその回答案の作成支援を行う。

7. 庁内検討委員会の運営支援(5回程度)

庁内検討委員会を開催するにあたって会議資料の作成、会議への参加及び議事録の作成を行う。

8. 打合世協議

本業務における発注者と受注者による打合せは計 10 回程度を想定するが、必要に応じて協議を実施するものとする。

9. 成果品

本業務の成果品は下記のとおりとする。

- ① 令和6年度
 - · 基本構想報告書 1部
- ② 令和7年度
 - ・新体育館施設の運営収支予測及び市財政に与える財政分析結果報告書 1部
 - · 基本計画報告書 1部
 - ・PPP/PFI 導入可能性調査報告書 1部
 - ・検討委員会記録簿 一式
 - ・打合せ協議簿 一式
 - ・その他必要とされるもの
 - ・上記成果品の電子データ 一式

10. 受注者の義務及び再委託について

受注者は、本業務の履行にあたり、業務の目的・趣旨等を十分に理解した上で、本仕様書及び関係法令、規定等を遵守し、業務を遂行しなければならない。受注者は、委託業務の全部を第三者に委託することはできないが、発注者と協議のうえ、受注者の責任において一部を再委託することができる。

なお、本仕様書に記載されていない事項の取扱いについては、双方協議により決定するものとする。

11.図書の貸与

- (1) 業務の実施に際し、必要な図書資料等を市の承諾を受けて借りるものとする。
- (2) 貸与された関係書類を外部に漏らしてはならず、業務完了後は速やかに返還 しなければならない。

(3) 業務に文献等やその他の資料を引用する場合は、当該文献資料名を必ず明記するものとする。

12. 検査

受注者は、成果品の引渡しにあっては期限を遵守し、かつ市の検査を受けなければならない。また、訂正を指示された場合は、直ちに訂正しなければならない。

また、成果品の引渡し後において、受注者の責任に帰すべき誤りが発見された場合は、受注者の責任において所要の訂正又は修正、その他必要な措置を行うものとし、これに要する経費は受注者の負担とする。

13. 秘密の厳守

受注者は、本業務で知り得た全ての事項について秘密を厳守し、市の承認な しに他に漏らしたり、転用したりしてはならない。

また、成果品を他人に閲覧させ、複写又は譲渡してはならない。ただし、市 の承認を得たときは、この限りでない。

14. 著作権及び所有権

- (1) 本業務における成果物の原著作権及び二次著作物の著作権は、市に帰属するものとする。
- (2) 本業務における成果物に、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、 市が特に使用を指示した場合を除き、受注者は当該著作物の使用に必要な 費用の負担及び使用承諾契約に係る一切の手続きを行うこと。
- (3) 本業務において、受注者は著作者人権を行使しないものとする。

15. 納品先担当部署

半田市教育委員会事務局教育部スポーツ課 担当 石川住 所: 〒475-8666 半田市東洋町二丁目1番地

電 話:0569-22-1184

電子メール:sports@city.handa.lg.jp

ホームページ:https://www.city.handa.lg.jp/